

## 補装具申請の流れ【歩行器】

①医師（※意見書は、身体障害者法第15条第1項に基づく認定を受けた医師に書いて頂いてください。）に、補装具費支給意見書に歩行器が必要な理由を書いて頂く。

↓

②業者様に、見積書とカタログの写しを作成して頂いてください。

（※代金については支払はしないでください。）

↓

③高松市に、意見書(原本)、見積書(原本)、カタログの写し、申請書（マイナンバーカード、障害者手帳、提出される方の身分証明書）を提出。

※ ご提出は、支所・総合センターへの提出、または郵送でも提出可能です。

↓

④高松市から決定通知（10日～2週間程お時間がかかります）が届いたら、業者に通知と印鑑をご持参いただき、歩行器と交換して下さい。（自己負担がある場合は、お支払ください。）

（補足）

※ 決定前に歩行器を購入すると、補助の対象外になります。

※ 補装具制度においては、介護保険制度による福祉用具貸与や労災による支給等が優先されるため、補装具以外に優先される制度が適用される方については、支給を認められない場合があります。

※ 高松市に書類を提出する際は、郵送可能です。

※ 利用者の負担は、原則としてかかる費用の1割になります。ただし、市民税の課税状況などに応じて、上限額が設けられます。

※ 世帯の中で市町村民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合、補装具の給付の対象外になります。

※ 不明な点がございましたら、高松市役所障がい福祉課まで、御連絡ください。

〒760-8571

高松市番町一丁目8番15号  
高松市 障害福祉課 生活支援係

TEL 839-2333

FAX 821-0086